

## ISSUE BRIEF

# 日米の自治体における公金運用管理

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 422(JUNE.13.2003)

はじめに

- 1 アメリカの預金保険制度と公金預金
  - (1) 預金保険制度の概要
  - (2) 公金の取扱い
  - (3) コロラド州における公金預金保護
- 2 日本の預金保険制度と公金預金の現状
  - (1) 預金保険制度の現状と自治体における公金預金の取扱い
  - (2) 今後の見通し

財政金融課

しげた まさみ  
(重田 正美)

調査と情報

第422号

はじめに

現在、わが国の自治体における公金運用管理のあり方が問われている。従来、わが国の自治体は、指定金融機関等の制度に支えられて、「安全、確実、かつ有利」な方法で公金の管理、運用を行ってきた<sup>1</sup>。この制度が、ペイオフ<sup>2</sup>一部解禁を期に見直しを迫られている。

本稿では、世界で最も早くから預金保険制度を導入し、公金運用管理に優れた実績を持つアメリカの制度を紹介した上で、わが国の自治体の公金運用管理の現状と見直しの動きを概観し、あわせて今後の課題を検討するものである。

## 1 アメリカの預金保険制度と公金預金

### (1) 預金保険制度の概要

米国では、1933年銀行法に基づき発足した連邦預金保険公社(FDIC)が預金保険制度を運営している。預金保険制度には、国法銀行<sup>3</sup>、連邦準備制度(FRS)加盟州法銀行および連邦免許貯蓄貸付組合(S&L)は強制加盟、FRS非加盟州法銀行と州免許貯蓄金融機関は任意加盟となっており<sup>4</sup>、加盟金融機関数は2002年12月末現在で9,354である。

#### ( ) 保護対象となる預金の種類

FDICの保護の対象となる「預金」の概念は、設立当初(1933年)からきわめて広義なものであり、「銀行が通常業務によって負担した未払い債務」(12U.S.C.1813(1))とされている。すなわち、すべての要求払い預金(普通預金)、貯蓄預金、定期性預金のほか、銀行小切手、トラベラーズ・チェック、信用状、保証なども保護対象となっている<sup>5</sup>。日本では、預金保険の保護の対象商品は、元本補填契約のある金銭信託など限られた例外を除き、普通預金、定期性預金といった銀行が提供する預金商品に限定されている。

#### ( ) 預金の保護範囲<sup>6</sup>

付保限度額は、米国では一金融機関一預金者あたり元本及び利息合算で10万ドル、日本では1,000万円の元本とその利息までであり、両者の数値に大きな違いはない。日米の預金保護の大きな違いは、「預金者」の把握の仕方にある。

日本では、個人法人とも、一権利能力者が一預金者という扱いである。これに対して米国では、預金者の把握が柔軟で、特に個人預金については、通常の個人口座とは別に、様々な預金口座、具体的には共同口座、遺言口座、信託口座、個人退職口座等について、それぞれ

<sup>1</sup> 片山英治「転機を迎えるわが国地方自治体の公金運用管理」『資本市場クォーターリー』臨時増刊 No.2、p.1.

<sup>2</sup> ペイオフとは金融機関が破綻した時にその金融機関を閉鎖して預金者に対して保険金を支払うこと。破綻金融機関は清算され、これまで提供してきた金融サービスは停止される。

<sup>3</sup> 1863年国法銀行法(National Bank Act)に基づいて設立された銀行。

<sup>4</sup> 本間勝『世界の預金保険と銀行破綻処理』東洋経済新報社、2002、p.80。なお米国の金融機関監督制度の概要については「欧米主要国の銀行監督制度」『調査と情報 ISSUE BRIEF』356号、2001.4.9を参照。

<sup>5</sup> ただし米国外の営業所においてのみ支払われる債務は預金から除外されるため、例えば米銀日本支店の預金は保護の対象外となる。

<sup>6</sup> C.F.R.(主題別連邦行政命令集)330.6.-14.に保護規定が示されている。

10万ドルまで保護される(表1)。これらの口座を活用した場合、実質的に個人は50万ドル、法人は20万ドルまでの預金保護を受けることができる。

表1 米国預金保険制度の保護範囲

保護対象	概要
単独名義預金	個人・法人それぞれ1人・1預金者
共同名義預金*	(例) A・B名義で10万ドル、A・C名義12万ドルの場合(各々持分2分の1)、Aは、A・B名義預金の持分5万ドルとA・C名義預金の持分6万ドルの合計11万ドルに対して10万ドルまで付保される。
信託勘定	破綻金融機関が受託者となっている信託勘定の資産は別途10万ドル
退職預金	IRA(個人退職口座)、キオプラン(自営業者向け退職年金)は各々別途10万ドル
遺産勘定	別枠で10万ドルまで付保される。

\* 各名義人が対等の権利を有し、各名義人の払戻し額に制限が無いことを条件とする預金。

\*\* 預金者の死亡時に預金者が指定した受益者が受け取ることの出来る預金。預金者の配偶者、子女であることなど一定の制約がある。

(出典)『日経金融新聞』2002.8.28

## (2) 公金の取扱い

### ( ) 概要

米国の預金保険法では、公金預金(Public unit accounts)に関して、広めの保護が可能になるような枠組みが規則レベルで設定されている<sup>7</sup>。すなわち、公的機関の行政上の部門(Public subdivision、下水、治水、航空、衛生、学校、橋梁、港湾、特別な行政上の区域など)が、明白な法的根拠に基づき、法に基づく政府機能を有し、預金の使用に関する排他的な管理権を与えられている場合には、当該部門は個別に保護されることになっている。

また公的機関は、機関全体として名寄せ<sup>8</sup>されるのではなく、公金の管理者(official custodian)ごとに名寄せされて保護されることになっている。例えば、A市立小学校、A市立中学校、A市立病院等の預金は、日本の場合はすべてA市の預金に名寄せされる(1,000万円とその利息のみ付保)が、米国では各機関の預金を管理する公務員や代理人の別に名寄せされて保護を受ける。さらに同一資金管理者の下での複数の公金預金も、法令により区分されることが定められている場合は、別々に付保されることになる。

このように、米国の公金預金は預金保険制度の下で日本より手厚く保護されているが、さらに州によっては、州法の下、金融機関に公金預金に対する担保提供を求めている。この点については次項で論じる<sup>9</sup>。

### ( ) 米国の自治体における公金運用管理の高度化

図1は日米それぞれの自治体の金融資産構成を示したものである。

<sup>7</sup> C.F.R.330.15.

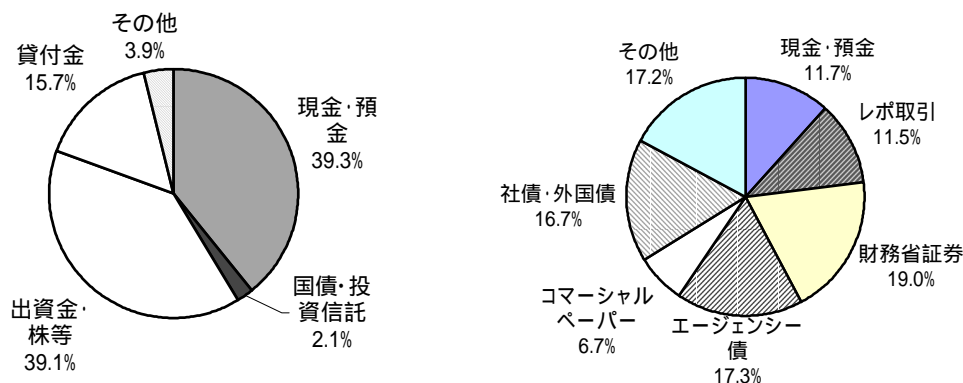
<sup>8</sup> 同一名義人に属する銀行勘定を預金者別に合算すること。

<sup>9</sup> なお、自治体の公金預金が自州内の金融機関に預託された場合には、決済性預金のほか定期性預金にも10万ドルが付保され、州外の金融機関に預託された場合には、決済性預金の10万ドルのみが付保される。これは地元自治体の優遇措置ということになる(「ベイオフ 米の動向参考に」『日経金融新聞』2002.7.23)。

図1 日米の自治体の金融資産構成

日本 (2002年6月末、合計67.1兆円)

米国 (2001年末、合計1.35兆ドル)



(出典) 日本: 『資金循環勘定』『金融経済統計月報』2002.12.pp.255-256 より作成。

米国: FRB、Flow of Funds Accounts 2002.12 p.18 より作成。

日本の自治体全体の金融資産残高の4割近くを預貯金が占めている。一方、米国の自治体<sup>10</sup>の場合は、金融資産に占める現金・預金は総額の1割程度に過ぎない。その他、財務省証券(19.0%)、エージェンシー債<sup>11</sup>(17.3%)、社債・外国債(16.7%)、レポ取引<sup>12</sup>(11.5%)などの金融商品から構成されており、日本と比べて公金運用における多様化が進んでいる。

米国も1970年代中ごろまでは、現金・預金が自治体の金融資産の半分近くを占めていたが、80年代後半に、そのシェアが一貫して低下した。これは、米国内において金融機関の破綻、とりわけS&L(貯蓄貸付組合)の破綻が相次ぎ、現金・預金の運用にもリスクがあることが認識されたためと考えられる。自治体は、公金保護の方策として、分散投資により安全性を確保する方法と、公金預金を受け入れた金融機関から担保を徴収する方法の2つの対応策を講じた<sup>13</sup>。以下、後者について概説する。

米国の公金の運用管理は、州法や地方政府の資金管理規定の下で実施されている。米国には、日本の指定金融機関<sup>14</sup>のような制度は存在せず、州や自治体は、複数の銀行に預金の形で公金を保管している。一金融機関の公金預金の額が連邦預金保険の付保限度額である10万ドル以上の場合には、多くの州<sup>15</sup>で、超過額について、同額かそれ以上の担保を差し

<sup>10</sup> ここでいう米国の自治体とは、州および地方政府(State and Local Government)を指す。地方政府には郡(County)や市(City)が含まれる。

<sup>11</sup> エージェンシー債: FHMA(ファニー・メイ; 連邦抵当金庫)やFHLB(連邦住宅貸付銀行)など政府機関が発行する債券。財務省証券(日本の国債に相当)とエージェンシー債は格付が高く、流動性があるため最も有力な資金運用手段となっている。

<sup>12</sup> レポ取引(REPO; Repurchase Agreement): 証券を売却(購入)すると同時に一定期間後に決められた価格で同商品の買戻し(売り戻し)を約束する買戻し条件付取引。

<sup>13</sup> 片山英治、前掲論文、pp.9-11。

<sup>14</sup> 自治体の長が税金等の公金の出納事務を取り扱わせるために指定する金融機関のこと(地方自治法第235条)。

<sup>15</sup> 米国の自治体の財務担当で組織する非営利団体であるGFOA(自治体財務担当者協会)によると、1996年時点で45州が何らかの形で担保の徴収を金融機関に求めているという(片山英治、前掲論文 p.11)。

出すことなどを金融機関に求めている<sup>16</sup>。担保としては、財務省証券や政府保証債等があるが、自治体が金融機関に対して書面による保全協定の締結を要求する場合もある。

コロラド州、ワシントン州、インディアナ州、サウスダコタ州などでは、州法として公金預金保護法（Public Deposit Protection Act:PDPA）を整備しており、公金預金に対しては、十分な担保を提供することを預金受け入れ金融機関に求めている。次項では代表的な事例としてコロラド州の公金預金保護について概説する。

### （3）コロラド州における公金預金保護<sup>17</sup>

#### （ ）公金預金保護法（PDPA）の概要

コロラド州の公金預金保護法(C.R.S.11-10.5-101～112、PDPA)は1975年に制定された。

PDPAは、銀行が破綻した場合に、連邦預金保険では付保されない部分の公金預金<sup>18</sup>の支払いを定めている。具体的な公金保護の仕組みは、次のような形をとる。

政府によって認可された第三者寄託機関（PDPA エスクロー機関）<sup>19</sup>は、連邦預金保険で付保される額（10万ドル）を超過した分の公金預金を、公金受託者である金融機関から寄託された担保によって保護し、コロラド州の銀行局に対してこの担保を保証する。担保資産の市場価値は、公金預金の元本の102%を超えることとされている。銀行が破綻した場合には、受託している公金預金に対する担保資産に相当する市場価値のある証書が、エスクロー機関を通じて自治体に対して発行されて、公金預金が全額払い戻される。

PDPAは、公金預金管理者(official custodian、大部分の公的組織においては財務担当責任者が指名されている)の責任と、公金預金を受託する銀行の責任も規定している。

公金を受託する銀行は、PDPAの規定に基く「適格公的受託者」<sup>20</sup>の免許を得なければならない。「適格公的受託者」になった金融機関は、コロラド州銀行局に公金預金勘定と担保資産の市場価値に関するレポートを毎月提出するといった義務がある。PDPAの規定に違反した銀行の経営者や行員等は不法行為の罪によって200ドルから2,000ドルの罰金に処せられる<sup>21</sup>。

一方で自治体の公金預金管理者も、「適格公的受託者」である金融機関に公金を預金しなければならない。PDPAに違反した公金預金管理者は、不法行為の罪によって200ドルから500ドルの罰金に処せられ、公的機関を免職となる可能性もある<sup>22</sup>。

<sup>16</sup> 戸田壮一「ペイオフ時代の公金管理」『月刊自治研』2002.11,pp.72～77.

<sup>17</sup> 以下の説明は、コロラド州の公金預金保護に関するホームページによる。  
<<http://www.dora.state.co.us/banking/pdpainformation>>

<sup>18</sup> 銀行が受託しているすべての公金がPDPAによって全額保護されるわけではなく、PDPAは銀行の預金勘定に預けられている公金＝公金預金のみを保護する。（ここでいう公金預金とは、（1）公的機関あるいは公共法人に属する、または（2）公的機関や公共法人の公的資金管理者に監督権限がある銀行預金勘定の全ての預金（当座預金、貯蓄預金、銀行市中金利預金、譲渡可能性定期預金（CD））のことをいう。

<sup>19</sup> 預金の受託契約成立後に、契約時に規定された条件が満たされるまで当該預金、証書などを預かる第三者機関（主に銀行）のこと。当該機関は第三者の役割を果たすことで手数料収入を得る。

<sup>20</sup> 適格公的受託者のリストは、コロラド州銀行局のウェブサイト上で公表されている。

<sup>21</sup> C.R.S.11-10.5-111(4).

<sup>22</sup> C.R.S.11-10.5-111.

## ( ) PDPA 監査

さらに PDPA は、州銀行局の責任についても定めている。州銀行局は、公金が、受託された金融機関によって適切に認知され、十分な担保により保証されていることに対して責任をもつ。そのための方策として、個別銀行への監査<sup>23</sup>(PDPA 監査)を行っている。

この PDPA 監査を通じて、公金預金保護のシステム上、手続き上の不備も指摘されている。以下、2000 年に行われた PDPA 監査の報告から、これら問題点を紹介する。

第一が「公金預金」制度の不徹底である。監査報告によると、州政府機関の預金約 2 億ドルのうち、2,100 万ドル以上が公金預金であると特定できなかった。銀行が破綻した場合にこれら 2,100 万ドル以上の「公金預金」は、保護されない危険もあり、監査報告では PDPA の運用の改善が必要であるとしている。具体的には公金預金が集中している銀行に対する PDPA 監査を増やすことなどを改善策として挙げている。

また監査報告では、そもそも公金預金を有する自治体や受託機関である銀行に PDPA に関する知識が不足していることを指摘している。これについては、銀行や自治体を対象とした講習を行うなど、州銀行局が関係者に PDPA に関する適切な情報を提供していくことが必要であるとしている。

第二が連邦預金保険制度に関わる問題である。監査報告によると、1999 年 6 月末時点においてコロラド州内の銀行に存在する公金預金のうち約 1,300 万ドルは、連邦預金保険と PDPA による保証のどちらも付与されていなかった。州銀行局には、自治体が連邦預金保険制度を適切に履行しているかを監督する権限はない。しかし事実上、州銀行局が、連邦預金保険と PDPA による保証を管理運用していることから、監査報告では、自治体が両者の調整を行うように州銀行局が監督すべきである、と述べている。

重ねて監査報告では、州銀行局は PDPA が適用され得る銀行勘定等の再確認を行うべきであるとしている。

このように、連邦預金保険制度が確立し、公金預金の保護制度が州法に規定されている米国コロラド州においても、両制度の適切な施行には困難を伴うことが見て取れる。

翻って、わが国の公金預金保護制度はどのような状況にあるだろうか。

## 2 日本の預金保険制度と公金預金の現状

### (1) 預金保険制度の現状と自治体における公金預金の取扱い

2002 年 4 月にペイオフは一部解禁され、定期性預金に関してはその保護が 1,000 万円とその利息に限られることになった。公金預金は 2000 年 5 月の預金保険法改正により付保対象に加わり、個人預金と同様の扱いになった。すなわち、公金預金は、金融機関が破綻した場合にはペイオフの対象となるが、定期性預金については、合算して何億になろうと 1,000 万円とその利息までしか預金保険金支払の対象とならないことになった。

<sup>23</sup> C.R.S.2-3-103.この監査については次のサイトに説明がある。監督権限は州の会計監督官(the State Auditor)にあり、銀行局の監督行政を監査している。  
<<http://www.state.co.us/auditor/2001/2001perf/>>

ペイオフの完全解禁は2005年4月であるが、それ以降も利子のつかない決済用預金<sup>24</sup>は全額保護となる。決済用預金とは、企業が手形や小切手の支払に使う「当座預金」や、自治体などが振込資金を一時的に保管する「別段預金」、個人向け決済専用の「新型預金」のことである。

( ) 総務省のペイオフ研究会報告

2002年4月のペイオフ一部解禁に備えて、自治体、金融機関の双方で公金預金の取扱いについて研究が行われてきた。総務省では「地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会」<sup>25</sup> を2000年11月1日に立ち上げ、2001年3月30日に報告書を取りまとめた。

報告書では、ペイオフ解禁後の公金預金の管理・運営に関して、自治体の自己責任を重視し、自治体は、健全性、収益性、流動性などの指標を用いて取引銀行の経営状況を把握した上で、「安全かつ有利な」公金の管理に取り組む必要があるとしている。

また、公金預金保護のために自治体を取り得る対策を公金の種類別（歳計現金<sup>26</sup>と歳入歳出外現金<sup>27</sup>、各種基金<sup>28</sup>、制度融資に係る預託金<sup>29</sup>）に列挙し、流動性が重視される歳計現金と歳入歳出外現金に関しては、銀行が破綻してペイオフが発動された場合に、借入金（地方債）債務と相殺することで公金預金の保護が可能としている<sup>30</sup>。

さらに同報告書では、米国のように、預金に相当する担保を金融機関から徴収することもあり得るとしている。

報告書にあげられた手法を実施する際には、解決しなくてはならない問題点がいくつかある。相殺については、法律や条令に拠ることなく自治体と金融機関の間の契約に相殺規定を盛り込むことで対応できる。しかし、地方債が証券方式<sup>31</sup>で発行されている場合、個別に金融機関と貸借契約書を交わす証書借入方式に発行方式を切り替える必要がある。地方債が市場公募債の場合には、不特定多数の債権者について、すべてを証書借入方式に切り替えるのは難しい。また、公金預金を受け入れている金融機関のすべてが、地方債を直接引き受けているわけではないことも問題である。

担保の徴収については、実際に指定金融機関側が自治体に対して現状よりも担保を多く提供することが可能であるかという問題もあり、検討を要する。

<sup>24</sup> 預金保険法第51条の2にその要件が示されている（決済サービスを提供できること、要求払い預金であること、利息がゼロであること）。

<sup>25</sup> 研究会の概要については、総務省のHPで見ることが出来る。<<http://www.soumu.go.jp/singi/0219a.html>>

<sup>26</sup> 自治体の歳入歳入に属する現金であり、指定金融機関に預託されるのが一般的である（地方自治法第235条の4、同施行令第168条の6）。

<sup>27</sup> 自治体の占有には属するが、所有には属さない預かり金的な性質のものである。その例としては、指定金融機関の提供する担保や職員の給与に係る源泉徴収所得税、入札保証金、契約保証金、共済掛金などや被災者へ渡すために送付された現金等が挙げられる。

<sup>28</sup> 特定の目的のため、または定額の資金を運用するために設置されるもの。

<sup>29</sup> 中小企業に対して低利融資を行なうことを目的として自治体が金融機関に対して行なう預金のこと。信用保証協会を経由する場合と経由しない場合の二通りがある。

<sup>30</sup> 例えば、ある自治体が2億円の定期性の公金預金を有する一方で、証書借入方式による地方債を1億9,000万円発行していた場合、相殺により、定期預金残額は1,000万円（定期預金2億円 - 地方債1億9,000万円）となり、全額付保されることとなる。

<sup>31</sup> 自治体が有価証券としての地方債を発行し、それを金融機関等が引き受けることで資金調達を行う方式。

#### ( ) 自治体の公金預金対策

公金預金は、もともと住民が納めた税金を原資としており、地域の公共の利益を目的として使われる預金であることから、預金者としての自治体の規律が厳しく求められる。また公金預金は、地方自治法上、最も確実かつ有利な方法により<sup>32</sup>、いわば二律背反の命題にこたえるかたちで保管しなければならない<sup>33</sup>。

個別の公金預金は、指定金融機関制度のもとで運用されており<sup>34</sup>、競争入札により高利運用が一般化しているが、それだけではこの地方自治法の規定にこたえるものではなく、個別の自治体のさらなる取り組みが必要となる。

一部の自治体では新たな公金預金の運用管理に取り組んでいる。

例えば東京都は、自己資本比率(国際行で8%以上、国内基準行で4%以上)、格付け(投資適格水準以上)、株価等で金融機関をランク付けし、破綻懸念のある金融機関を除外する一方、オーバー・パー債券(価格が額面を上回っている債券)も運用対象に加えるなどして運用効率を高めようとしている<sup>35</sup>。東京都の都市銀行への預金残高は2002年12月末で6,103億円となり、半年で約3,400億円減っている。一方、半年前に9億円だった信託銀行の残高は3,867億円に増え、公金の預け先が都銀から信託銀へ大きくシフトしている<sup>36</sup>。

また、東京都世田谷区は、2002年11月20日、みずほ銀行に預けていた公金約350億円を定期預金から普通預金に急遽移し替えた。これは前日のみずほホールディングス(現みずほフィナンシャルグループ)の株価が10万円を下回ったためである。その後、移し替えた普通預金の一部を、国債など比較的利回りの高い金融商品に振り替えて運用している<sup>37</sup>。

東京都を含む都道府県のペイオフ対策については表2に記した。各自治体によって対策に多少のばらつきが見られるが、半数近くの自治体が国債や地方債などの債券による運用の導入や拡大を図っている。また、総務省の研究会報告書で紹介したように、預金と、地方債や一時借入金をペイオフ時に相殺する規定を金融機関との契約内容に加えた、あるいは加えることを検討している自治体も多い。

<sup>32</sup> 地方自治法第235条の4。

<sup>33</sup> 小林信幸「東京都の「銀行選別」が他の自治体に広がる」『エコノミスト』2002.9.17、pp.28 - 29。

<sup>34</sup> 地方自治法第235条。

<sup>35</sup> 「公金管理に関する検討委員会」報告書(2002.1.30に発表された)。この報告書の概要については、「地方自治体の対応方策」『地方財務』2002.3、pp.9-27。

<sup>36</sup> 「都銀シェア急減」『日本経済新聞』2003.1.28、「東京都の「都市銀行離れ」加速」『毎日新聞』2003.1.28。

<sup>37</sup> 「ペイオフ解禁問題の行方」『日経金融新聞』2003.4.9。

表2 都道府県におけるペイオフ対策と現状

都道府県	指定金融機関	対応策
北海道	北洋	預金と道債の相殺。金融機関破綻時の連絡体制の整備。債券運用に預け替え等を実施
青森	青森	預入金融機関の選定基準を策定
岩手	岩手	金融知識を有する職員の養成・債券や決済性預金での運用等
宮城	七十七	預金を決済性預金にシフト。預金と債務の相殺を実施。公金預託機関の評価基準（自己資本比率、格付など）を策定
秋田	秋田	運用計画、危機管理マニュアルを策定、金融知識を有する職員の確保
山形	山形	預金債権と県債債務の相殺が可能かどうか等による預金先金融機関の選定
福島	東邦	債券の運用を検討。外郭団体の債務を相殺に活用する。
茨城	常陽	歳計現金と基金の預金額を地方債と相殺できる額に抑える。公金の債券運用（国債など）
栃木	足利	県債の証書方式へ切り替えを実施
群馬	群馬	自己資本比率、格付、預金額の推移等を基準に取引金融機関を定める。
埼玉	埼玉りそな	定期預金の大部分を普通預金に預け替え。公金の国債運用を開始（2002.3）。金融機関を5段階に格付して預金運用
千葉	千葉	預金と地方債の相殺、預託先の分散化、預金額の抑制を実施
東京	みずほ	格付、自己資本比率、預金額の推移、経営状況に応じて対応決定
神奈川	横浜	預託金相当額の借入金で相殺する。
新潟	第四	収納代理金融機関での税金の滞留期間を短縮、担保徴収、県債による公金相殺、公金預入先を証書式県債保有機関にすることなどを実施
富山	北陸	公金運用に関する庁内関係部局との連絡調整、統一的な運用を実施するための組織作りを実施
石川	北國	国債等債券の購入、預金と地方債の相殺、決済性預金の活用等を実施
福井	福井	国債、地方債、政府保証債などによる公金運用
長野	八十二	金融機関の経営状況についてヒアリング。公金管理について情報交換するための庁内協議。借入金と預金の相殺が可能な体制を整備中
山梨	山梨中央	金融機関の安全度を評価
静岡	静岡	格付（投資適格以上）、自己資本比率8%以上、株価が発行価額の3倍以上、を公金預入機関の適格条件とする。
岐阜	十六	縁故債の発行方式を証券から証書に変更
愛知	UFJ	収納額に見合う担保（県債など）の提供による預金の相殺を実施、決済機関の短縮などを金融機関に求める。
三重	百五	運用対象の拡大（債券等）。外郭団体向けに窓口
滋賀	滋賀	預入金融機関にB I S基準を満たしていることを求める。
京都	京都	預金と借入金の相殺、自己資本比率など選別の内部基準を策定
大阪	りそな	借入債務などの相殺で預金債権の保全を図る。
奈良	南都	縁故債の借入方式への変更を実施。担保の拡充
和歌山	紀陽	金融機関の経営状況の把握、預金と地方債の相殺、債券運用を予定

兵庫	三井住友	自己資本比率、不良債権比率、株価の動きなどをもとに金融機関の経営状況を分析。外郭団体を取り込んでグループファイナンスを行なう動きもみられる(2002.4)
岡山	中国	公金を運用する金融機関に条件(自己資本比率10%以上等)出納局での一元管理を実施
広島	広島	金融機関の経営指標の把握、庁内に資金管理研究会を設置
鳥取	山陰合同	縁故債の借入方式を証書方式に変更する。
島根	山陰合同	運用対象機関の選定や運用商品の種別など、資金管理方針の策定
山口	山口	預金と地方債等の借入金の相殺を実施。自己資本比率、格付、預金量などの指標に基づき金融機関の経営状況を把握する。
香川	百十四	決算期に金融機関から経営情報の説明を受ける。
徳島	阿波	中長期的な運用が可能な一部の基金を債券運用する。証書借入方式の県債と預金債務の相殺を実施。制度融資の預託方式の見直し
高知	四国	預金から国債・地方債・政府保証債へ運用シフト。債務相殺を実施
愛媛	伊予	定期性預金を普通預金に移し替え。債券の購入を検討
福岡	福岡	債券運用の拡大。預金と県債の相殺を実施
大分	大分	自己資本比率を中心とした経営指標により金融機関の経営状況を判断、監視強化。債券運用・地方債との相殺を実施
佐賀	佐賀	債券などの運用。預金と借入金の相殺を実施
長崎	親和、十八*	預金債権との相殺を前提にした証書による資金(県債)調達を導入。債券運用の拡大
宮崎	宮崎	総務省が示した対応策に基づき、県の実情を踏まえ検討
熊本	肥後	自己資本比率、不良債権比率などの経営指標・株価・格付などを総合的に判断。運用対象に国債を追加、県債発行を預金と相殺できる証書借入方式に切り替え
鹿児島	鹿児島	預金債権と借入債務との相殺の実施、確実性の高い債券による運用に努める。
沖縄	琉球	証書借入方式の債券と預金債権の相殺を実施。債券運用を検討

\*十八銀行と親和銀行で1年ごとに輪番制を取っている。2003年は十八銀行。

(出典) 『自治体の「銀行選別」』、『週刊朝日』2002.3.1号

『全国調査 都道府県・政令市のペイオフ対策』、『日経地域情報』2002.1.7号

『日本経済新聞』、『日経金融新聞』、『ニッキン』の記事及び各自治体のHPより作成

## (2) 今後の見通し

2002年の預金保険法改正により、自治体の公金は、その全額を決済性預金に預託していれば、金融機関が破綻しペイオフが発動されたとしても全額保護されることになった。このため、自治体の公金対策は、やや速度を落としているように見受けられる。しかし、りそなグループへの公的資金再注入<sup>38</sup>という事態に見られるように、金融システムは依然不安定な状況にある。また公金は、確実かつ有利な運用を行わなければならない、無利子預金(決済性預金)への全額預入という形ではそのことにこたえているとは言えない。

一部の自治体による公金運用管理の試みについては既に紹介したが、総じて日本の公金

<sup>38</sup> 2003年5月17日にりそなグループは公的資金の注入を政府に申請した。2003年3月期末の自己資本比率が国内で業務を営む銀行の最低基準である4%を下回ったためである。

対策は、公金の管理面では整備されてきているものの、運用の面ではまだ十分ではない。また、中小規模の町村では、周辺に取引できる金融機関も少なく、公金保護の対策自体も未整備の状況である。

本稿では、日本におけるペイオフ一部解禁後の自治体の公金運用管理について概観する前段として、アメリカの州の制度を紹介した。日本と比べて指定金融機関制度が無く、直接金融化が進んでいるアメリカの公金運用管理を、そのまま日本に適用することは難しい。しかし、日本では行われていない担保の徴収による公金保護の手法や運用面における公金保護のための取り組みなど、参考とすべき点は多い。

アメリカの事例なども踏まえた上での、わが国自治体のさらなる公金対策が要請されるところである。一方では、金融機関の中では比較的小康状態を保っている<sup>39</sup>地銀・第二地銀等の地域金融機関が、自治体との取引関係の見直しを検討し始めているとも報道されている<sup>40</sup>。厳しい金融経済情勢が続くなかで、自治体と公金の受託先である金融機関の関係も新しい局面を迎えつつあり、自治体の公金管理は引き続き注視すべき課題といえるだろう。

---

<sup>39</sup> 第二地銀の実質預金残高は2003年1月に同年同月比0.2%増とほぼ1年ぶりにプラスに転じ、4月末も同2.9%増と増加基調である（全国銀行業協会まとめ）

<sup>40</sup> 「自治体と関係見直し 地銀・第二地銀頭取アンケート」『日本経済新聞』2002.8.4.